

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目次

- ◇告 示 保険医療機関等の指定
被爆者一般疾病医療機関の指定
技能検定試験の手数料の額の一部改正
解除予定の保安林
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
- 土地改良事業の認可(四件)
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地収用法による事業の認定
- 高圧ガス製造保安責任者試験の実施
- 技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第二百二十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。
昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
鳥取県東部医師会附属休日急患診療所	鳥取市富安一丁目二七	昭和五十二年三月十五日
三好内科	米子市道笑町一丁目一〇一	三十日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二	十五日

鳥取県告示第二百二十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和五十二年三月二十三日	常田薬局	鳥取市西町二丁目一〇一

鳥取県告示第二百二十九号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号（鳥取県技能検定協会が行う一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 鴻 林 三

実技試験の表中		配 管	八千円	を	配 管	床 上 げ 施 工
八千円	八千五百円					

に改める。

鳥取県告示第二百三十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十一号

昭和五十一年十一月二十六日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（野田地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十二号

昭和五十二年二月十七日付けで関金町から申請のあつた土地改良(山口地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十三号

昭和五十二年三月二日付けで江府町から申請のあつた土地改良(杉谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十四号

昭和五十二年三月二日付けで江府町から申請のあつた土地改良(美用地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十五号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(上春米地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十六号

江府町から申請のあつた町営土地改良(御机地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十七号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(片柴第二地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月

三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十八号

北条町から申請のあつた町営土地改良(三ノ崎地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十九号

昭和五十一年十二月十七日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(岩本地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出る。

鳥取県告示第二百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

八東町

二 事業の種類

八東町中央公民館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡八東町大字才代字上ソガメ及び字井古田地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八東町役場

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和52年度上期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和52年4月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日

昭和52年5月29日

2 場所

鳥取市及び米子市

3 試験の種類

試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から10時30分まで
	淀化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請した者においては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	10時45分から12時15分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を	

第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	申請した者にあつては、高圧ガスの製造に 必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械 工学	13時から15時 まで
	高圧ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎 的な保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで

〔備考〕 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガ
ス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条
第2項に規定する「特別試験科目」をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出
すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス
協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用
すること。
- (3) 写真
手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のもので、
その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第81条
第8項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

- (1) 手数料 1,400円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付け
て納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和52年4月15日から昭和52年4月25日まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和
52年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（
昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和52年4月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

造園、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、電気めつき、
仕上げ、工具研削、電気機器組立て、婦人子供服製造、木工機械調整、
木工、製版、印刷、プラスチック成形、とび、左官、ブロッツク建築、タ
イル張り、畳製作、床仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、塗装

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和52年6月29日(水)から昭和52年9月30日(金)までの間において、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和52年6月15日(水)に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械加工、工具研削、電気機器組立て、木工、左官、タイル張り	昭和52年9月11日(日)
造園、電気めつき、木工機械調整、製版、とび、ブロック建築、畳製作、床仕上げ施工、スレート	昭和52年9月18日(日)

施工、熱絶縁施工、塗装

铸造、金属プレス加工、鍛工、板金、仕上げ、編 人子供服製造、印刷、プラスチック成形	昭和52年9月25日(日)
--	---------------

1 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目305

鳥取県技能検定協会(電話 鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和52年5月2日(月)から昭和52年5月13日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、50円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	種類	手数料
造	園	7,000円
鑄	造	8,500円
機械	加工	8,500円
金属	プレス加工	8,500円
鉄	工	8,500円
板	金	7,000円
電気	めつき	8,500円
仕	上げ	8,500円
工	具研削	8,500円
電気	機器組立て	8,500円
婦	人子供服製造	7,000円
木	工機械調整	8,000円
木	工	6,500円

製版 8,000円

印刷 8,000円

プラスチック成形 8,000円

とび 8,500円

左官 7,000円

プロック建築 7,500円

タイル張り 7,500円

量製作 7,000円

床仕上げ施工 8,500円

スレートの施工 8,000円

熱絶縁施工 8,500円

塗装 7,500円

(2) 納付方法
イ 学科試験の手数料 1,500円

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和52年10月18日(火)書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和52年10月下旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。